

第2章 基本方針の考え方

1 基本方針の基本理念

21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに、21世紀のキーワードになっています。

しかし、今日においても、生命・身体の安全に係る事象や不当な差別等による様々な人権侵害がなお存在しており、社会のなかで人権が守られていない状況が見られます。

人権侵害によって人の命が奪われたり、人権が尊重されない社会であってはなりません。

そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

この基本方針は、様々な人権のなかから、県民に関わりが深く、身近な人権課題である同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の現状と課題について、人権侵害の事例も踏まえて明らかにしています。

さらに、人権課題ごとに推進方針を定めたうえで、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じて行う具体的な人権教育・啓発の取組について示しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、「真に人権が尊重される明るい社会をつくる」ことを基本理念とし、それを実現するために、県、市町村及び県民が取り組むことを目指しています。

なお、この基本理念を実現するため、今回の改定では、県民一人ひとりが住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会をつくるために、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をキーワードに、次の3つのポイントのもと、人権施策を進めていきます。

キーワード

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

ポイント1 【一人ひとりが尊重される社会】

全ての人の可能性を否定することなく、その個性や能力を十分発揮できる機会を保障することが重要です。また、お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え行動することが必要です。よって、全ての人が自分らしい生き方のできる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

ポイント2 【共同参画社会】

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別することなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野への参画を保障することが重要であり、全ての人が平等に参加できる社会の実現を目指します。

ポイント3 【共生社会】

全ての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識を持つことが大切です。

ユニバーサルデザイン^{※13}の考え方にとり、全ての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 基本方針の性格

この基本方針では、人権教育・啓発に関する県の取組や企業等^{※14}・県民に期待する取組を具体的に示し、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるために人権教育・啓発に関する施策について示しており、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条の規定に基づき策定するものです。

なお、この基本方針は、人権施策の推進にあたって、次の性格を持っています。

- (1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 県の分野別方針や計画等と密接に関連を持ったものです。
- (4) 個別の人権課題の人権施策について、推進方針と取組について示すものです。
- (5) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育・啓発について、研修などの取組を促すものです。
- (6) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、県民や企業等に連携・協働を求めていくものです。

※13「ユニバーサルデザイン」：文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

※14「企業等」：この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO^{※B}、NGO^{※C}、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

※B「NPO (Non Profit Organization)」：直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体（非営利）』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

※C「NGO (Non Governmental Organization)」：「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものをさしているといえます。